

---

# 任意継続被保険者制度 のしおり

令和6年度

そごう・西武健康保険組合  
〒220-8510  
横浜市西区高島2-18-1  
Tel. 045-461-7619

令和6年12月改訂

## ●任意継続被保険者制度とは？

退職をすると被保険者の資格を失いますが、被保険者期間が2ヶ月以上ある方は、引き続き2年間継続して被保険者になることができ、傷病手当金・出産手当金を除き、現役と同様の給付を受けることができます。

この制度を任意継続被保険者制度といいます。

## ●加入資格は？

①被保険者であった期間が2ヶ月以上あること。

②資格喪失日(退社日の翌日)から20日以内に、「資格取得申出書」を提出し、保険料を納めていること。

※20日を過ぎますと任意継続に加入できませんのでご注意ください。(健康保険法第37条)

## ●加入の手続きについて

①と②はすぐに実施、その後③を実施

①「資格取得申出書」を提出下さい。

② 2ヶ月分の保険料をお振込み下さい。

資格喪失日から  
20日以内に必ず完了

(振込先) 三菱UFJ銀行 (ミツビシユーエフジエイ) 心斎橋支店 普通預金 31579

(フリガナ)ソゴウセイブケンコウホケンクミアイ ※ソゴウとセイブの間に・は入れない

(口座名) そごう・西武健康保険組合

※振込者名は加入者本人名で、振込手数料はご負担をお願いします。

③ゆうちょ銀行で保険料の自動引落手続(加入後3ヶ月目以降分)をして下さい。

・・・自動払込の手続きは時間がかかりますので、なるべく早く手続き下さい。

【手続きに必要なもの】

●ゆうちょ銀行の通帳 ※お持ちでない方は新たに口座開設をして下さい。

●印鑑

●自動払込利用申込書 ※申込書は、ゆうちょ銀行・郵便局にあります。

申込書の記載例は、3ページをご覧ください

### 《在職時に扶養家族のある方》

申出時に「被扶養者申請書」と以下の添付書類を提出して下さい。

●配偶者⇒課税証明書、収入が確認できる書類

(給与明細書写し(直近3ヶ月)、年金振込通知書写し、確定申告書写し等)

●子 供⇒在学中(高校生以上)の場合は学生証写し(有効期限の記載のあるもの)

または在学証明書

夜間、通信制、大学、大学院に通学中の場合は給与明細書写し(直近3ヶ月)

●親 族⇒住民票、課税証明書、収入が確認できる書類、仕送り額が確認できる書類

※審査の際に上記の他に書類の提出をお願いすることがあります。

## ●保険料は？

保険料は「①標準報酬月額×②保険料率」です。

①標準報酬月額は、AとBのいずれか低いほうの額が適用となります。

A. あなたの在職時の標準報酬月額

在職時に徴収されていた健康保険料を本人負担率 4.9%で割って確認下さい

【例】在職時の健康保険料 24,500円 ÷ 4.9% = 500,000円

B. そごう・西武健保組合全被保険者平均の標準報酬月額 280,000円

②任意継続の健康保険料率は **9.9%**です。40～64歳の介護保険料率は**1.75%**です。

【例】標準報酬月額が 280,000円(上限)の場合の保険料は

- ・ 39歳以下、65歳以上 27,720円 (280,000円 × 9.9%)
- ・ 40～64歳 32,620円 (280,000円 × (9.9% + 1.75%))

### 任意継続の保険料

(単位:円)

標準報酬 月額	任意継続の保険料		保険料1ヶ月分		保険料2ヶ月分	
	健康保険料 月額9.9%	介護保険料 月額1.75%	39歳以下 65歳以上 (健康のみ)	40～64歳 (健康+介護)	39歳以下 65歳以上 (健康のみ)	40～64歳 (健康+介護)
58,000	5,742	1,015	5,742	6,757	11,484	13,514
68,000	6,732	1,190	6,732	7,922	13,464	15,844
78,000	7,722	1,365	7,722	9,087	15,444	18,174
88,000	8,712	1,540	8,712	10,252	17,424	20,504
98,000	9,702	1,715	9,702	11,417	19,404	22,834
104,000	10,296	1,820	10,296	12,116	20,592	24,232
110,000	10,890	1,925	10,890	12,815	21,780	25,630
118,000	11,682	2,065	11,682	13,747	23,364	27,494
126,000	12,474	2,205	12,474	14,679	24,948	29,358
134,000	13,266	2,345	13,266	15,611	26,532	31,222
142,000	14,058	2,485	14,058	16,543	28,116	33,086
150,000	14,850	2,625	14,850	17,475	29,700	34,950
160,000	15,840	2,800	15,840	18,640	31,680	37,280
170,000	16,830	2,975	16,830	19,805	33,660	39,610
180,000	17,820	3,150	17,820	20,970	35,640	41,940
190,000	18,810	3,325	18,810	22,135	37,620	44,270
200,000	19,800	3,500	19,800	23,300	39,600	46,600
220,000	21,780	3,850	21,780	25,630	43,560	51,260
240,000	23,760	4,200	23,760	27,960	47,520	55,920
260,000	25,740	4,550	25,740	30,290	51,480	60,580
280,000	27,720	4,900	27,720	32,620	55,440	65,240

※280,000円が上限

三菱UFJ銀行に振り込む金額です

## ●保険料の払込方法について

①加入後3ヶ月目以降の保険料は、ゆうちょ銀行の口座からの『自動引き落とし制度』を利用します。

ゆうちょ銀行口座から毎月1日(1日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)に自動引き落としさせていただく制度です。

②引き落とし前日までに、ゆうちょ銀行の口座に所定の保険料と手数料をご入金いただければ、保険料未納の心配もありません。(払込手数料は33円/1回です)

※指定日(毎月1日)に残高不足等で自動引き落としされない場合、前述の三菱UFJ銀行の口座へ10日までにご送金下さい。

### 【「自動払込利用申込書」の記入例】

※「自動払込利用申込書」は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口にあります。

自動払込利用申込書		自払申込	
お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号( ) 郵便番号・住所をご記入ください	
	おなまえ	フリガナ 名前をご記入ください	様
	日中ご連絡先電話番号	(携帯)(会社)(自宅) 電話番号をご記入ください	お届け印 ご捺印ください
	記号番号	記号 1 通帳の記号 0	
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。			
払込先	加入者名	そごう・西武健康保険組合	
	口座番号	00280-0-67485	
	払込開始月	令和6年6月から	払込日 毎月1日(再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日
払込金の種別	該当の項目にレ印をつけてください。	資格取得月から3ヶ月目をご記入ください 【例】4月取得の場合は「6月」と記入	「1日」とご記入ください
		<input checked="" type="checkbox"/> 各種保険料 28	「各種保険料 28」にレ印をつけてください

《払込先》の加入者名は「そごう・西武健康保険組合」

口座番号は「00280-0-67485」とご記入下さい。

## ●保険料の納付期限について

任意継続被保険者の保険料は、納付期限(毎月10日)までに納付されない場合、納付期限の翌日(11日)に被保険者資格を喪失しますのでご注意ください。(健康保険法第38条)

※10日が土・日・祝日の場合は翌日が納付期限になります。

## ●任意継続をおやめになるとき

任意継続は期間満了、就職、保険料未納、死亡、脱退希望により資格喪失となります。

### ①就職により新たな健康保険制度に加入されたとき

新就職先の資格取得日をもって当健保の任意継続の資格を喪失します。

「資格喪失申出書」に新就職先の「資格情報のお知らせ」のコピーまたは「雇用契約書」(社会保険適用日記載のもの)を添付し、有効期限内の「健康保険証」または「資格確認書」を添えて健保組合にお送り下さい。

※月の途中で就職し、その月の任意継続被保険者としての保険料を既に納付していた場合は、その月の保険料を後日、ゆうちょ銀行の口座に還付いたします。

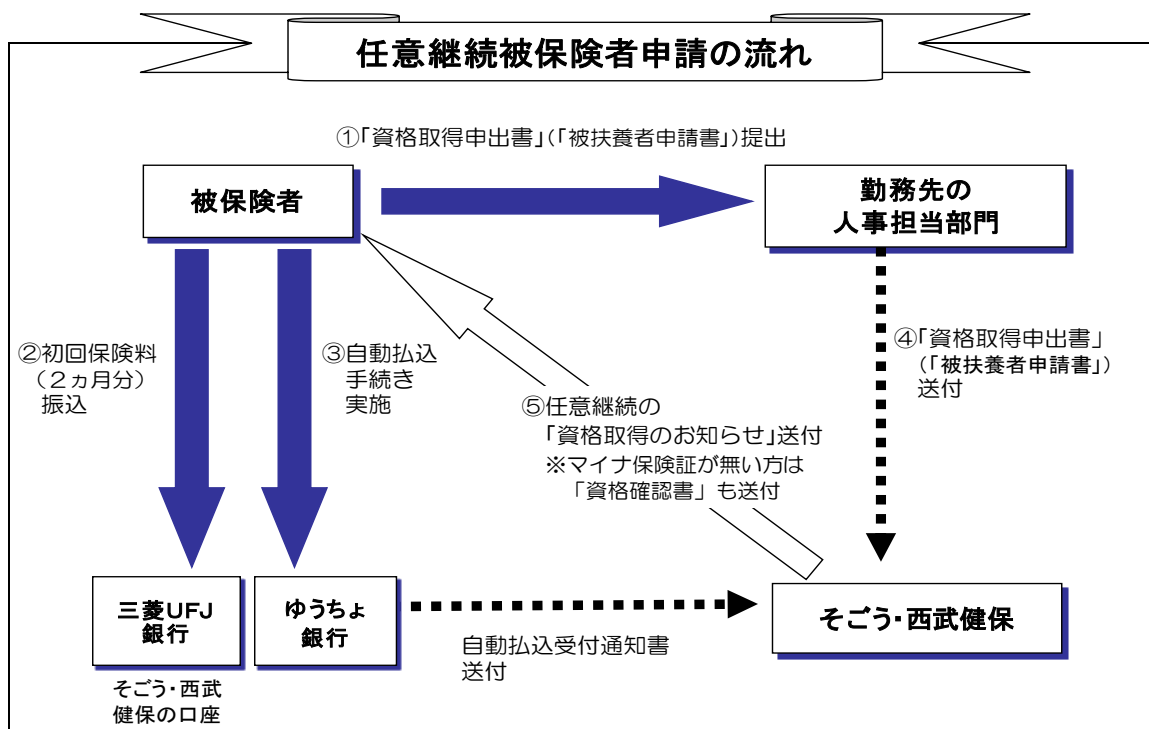
### ②脱退を希望するとき(国民健康保険に入りたいとき)

「資格喪失申出書」をお送りください。受理した日の翌月1日での喪失となります。有効期限内の「健康保険証」または「資格確認書」は、資格喪失日以降すみやかに健保組合に返却してください。

※資格喪失後も給付・還付が発生する場合があります。

ゆうちょ銀行の口座は3～4ヶ月解約しないようお願いいたします。

## ●申請の流れ



## ●その他

- ・被扶養者に異動があった時は速やかに(5日以内)「被扶養者申請書・被扶養者変更申請書」をご記入のうえ、そごう・西武健康保険組合に提出して下さい。
- ・住所変更、保険証の紛失等が生じた場合は、所定の届出用紙による手続きが必要です。そごう・西武健康保険組合までお問い合わせ下さい。
- ・各種申請用紙・各種届出用紙は、そごう・西武健康保険組合ホームページから印刷することができます。

そごう・西武健康保険組合

検索